

総合社会福祉研究

第 9 号

目 次

特集◎戦後50年と社会福祉・社会保障（その2）

座談会 戦後50年と社会福祉・社会保障

真田 是・浦辺 史・山崎 寛
一番ヶ瀬康子・萬野正夫・浦山倫郎

2

特集2 ●新世紀を展望する社会保障・社会福祉のパラダイム

—第1回社会福祉研究交流集会報告

挨拶をかねて 社会保障・社会福祉研究運動の今日的課題（私見）	小川 政亮	33
基調講演 次代の社会福祉・社会保障を展望する	真田 是	39
報告		
介護実践と権利としての公的介護保障		
—地域と福祉実践の視点から	村田 隆一	53
権利としての介護保障 —地域医療の視点から	尾内 康彦	61
権利としての介護とは	河合 克義	71
緊急保育5ヶ年計画と堺市の保育運動	安田 志信	78
阪神・淡路大震災と地域の医療・福祉	岩田 伸彦	83
住民の暮らしを結ぶ社会保障運動	堀内 清司	93
第1回社会福祉研究交流集会のまとめ	浜岡 政好	104

海外福祉情報

ドイツの介護保険の現状と課題

—社会保険方式を踏まえて

成清 美治 107

論文

スウェーデン、イエテボリ市の知的障害者福祉	隅広 静子	119
古代シュメールの障害者		
—『古代オリエント(文学)集』を手がかりに	河野 勝行	134
公的介護保険構想の問題点		
—措置・措置費制度と関わって	木村 敦	139

投稿規定・編集後記

150

第2回社会福祉研究交流集会あんない

152

座談会

戦後50年と社会福祉・社会保障

出席者 (発言順)

真田 是 (さなだなおし) 1928年12月2月生まれ。大阪府立社会事業短期大学・愛知県立女子大学・立命館大学を経て、現在日本福祉大学教授、総合社会福祉研究所理事長。近著に『社会問題の変容』『現代の社会福祉理論』『社会福祉の今日と明日』等がある。(司会)

浦辺 史 (うらべひろし) 1905年6月25日生まれ。1930年以来新興教育、保問研、保育合研等民主保育研究運動に関与。現在日本福祉大学名誉教授、全保連名誉会長、社会福祉学会名誉会員。『日本の児童問題』『日本保育運動小史』『日本の保育政策を斬る』『福祉の昭和史を生きて』等がある。

山崎 寛 (やまざきひろし) 1910年1月31日生まれ、中央社会事業協会、日本社会事業専門学校 (今の日本社会事業大学)、大阪府社会福祉協議会、日本福祉大学を経て、現在は高齢者運動、生活協同組合運動等地域社会で社会福祉・社会保障運動に参加。『ひとすじの道』等がある。

一番ヶ瀬康子 (いちばんがせやすこ) 1927年1月5日生まれ。日本母親大会助言者などを通じて保育所づくり運動に、老後をよくする会などを通じて高齢者運動に参加。日本女子大学を経て、現在東洋大学教授。『一番ヶ瀬康子社会福祉著作集 全5巻』等がある。

萬野正夫 (まんのまさお) 1932年1月19日生まれ。千葉県厚生事業団、全国社会福祉協議会を経て、現在社会福祉法人弥生会くにたち苑統括施設長。この間千代田区平民共闘幹事、霞ヶ関平民共闘事務局長、日本社会社会事業職員組合書記長、日本リアリズム写真家集団常任理事等を勤める。『季刊福祉問題研究』を企画・発行。

浦山俊郎 (うらやまりんろう) 1927年2月14日生まれ。日本社会事業職員組合の結成に参加。大阪府社会福祉協議会、大阪福祉事業財団を経て、現在総合社会福祉研究所理事。『人権 (関目学園25年史)』等がある。

はじめに 座談会のねらい

真田：こちらがお願いしようとしているのは、なかなかスケールの大きなお願いでありまして、「戦後50年と社会福祉・社会保障」ということでお話いただけたらと思います。一度事前にお集まりいただけたら多少は方向づけができたのかもしれませんが、お忙しいみなさんのことですから、それもせずにおつつけ本番ということになります。要は、戦後50年の社会福祉・社会保障のご感想なり、考えておられる研究の

方向なり、そういうようなものを自由にお話しいただきたいと願っております。

ベテランの先生方ばかりのところに道筋とか道順などつけない方がいいだろうと思ひまして、一切そういうものはつけずにお願ひ申し上げます。

ただ、議論をすすめていく場合の区切りとして、四つくらいのを目処として考えさせていただいております。これは、あまりぴったりした節目ではないかもしれませんが、①福祉三法から社会福祉事業法の制定 (1951年) までを目処にするのと、それから、②社会福祉



における「逆コース」の
ようなものが1950年代半
ばから現れた、第1次適
正化などが現れてきた、
あの転換のあたりがどん
なかたちで動いていった
のかというようなこと、
それから、③高度経済成

長の時期と社会福祉の
ところをお話いただき、
最後に、④「福祉見直し」
戦略の出てきた70年
代の半ば以降、今日まで
のところをいろいろお
話いただくとありがたい
なと思っております。な
お、その際に何もかも
という具合にはまいり
ませんと思っております
ので、①政府の政策の
動向と、②現場の様子
と、それから③研究の
動向、このあたりを一
応の目安として発言を
お願いしたいと思います
。この他にも、国民生
活の実態とか運動とか
大事なものはあるわけ
ですが、これは今回は
がまんせざるをえない
と思っております。た
だ、お話しの中で自
由に出していただく
のはありがたいと思
っております。最後に
、21世紀の社会福祉
をどうやってつくる
のかというあたりも
、いろいろと貴重な
ご意見をいただけた
ら、私どもの今後の
研究所の活動にもず
いぶんプラスになる
と思っております。

ねらいも一応私が
申し上げたようなこと
でありまして、最近
、福祉改革論という
ようなものがいろ
いろと議論されて
いて、私どもがいま
の社会福祉・社会保
障の政策動向につ
いてコメントいた
しますと、「じゃあ
、お前らはどう
いう提案をする
んだ？」という
ようなことを言
われまして、「依
然として批判す
るばかりではな
いか!？」とい
うような声が聞
こえてまいります
。今日それに直
接答えるべく21
世紀の社会福祉
についての私
どもからの提
案をするとい
う時間的ゆ
とりはありませ
んが、これまで
乱れ飛んでい
る「改革案」と
称するものにつ
いて、私個人と
しては要件を欠
いた提案だと思
っております。も
し21世紀への
提案をするん
だとしたら、こ
ういう必要が
あるではないか
、そのためには、戦

後の社会福祉・社会
保障に課されて
いた課題は何
なのか、それが
どうやられて
きているかとい
うあたりを、ひ
とつはっきり
させるべく、提
案するよりも
その前の段階
で、提案の要
件が満たされ
ているかどう
かというあたり
を今日の話で
鮮明にしてい
ただけると大
変ありがたい
と思ってお
ります。

いま申し上げた
四つの節目
プラス21世紀
の社会福祉を
どうつくるか
の五つのテー
マで、時期を
取り上げる
時にまず口火
をきいていただ
く先生方とい
うので、一応
私の方の案を
出させていただきました
。これは、それ
ぞれの時期に
主要にご発言
いただくとい
うわけでは毛
頭ありません
で、ただ口火
をちょっとき
いていただけた
らと思ってい
ます。その
後は、みなさん
自由にそれぞ
れの角度から
その時期の問
題点なり、ご
記憶なり、そ
ういふものを
お話しいただ
けたらと思っ
ております。

いま、社会福祉
・社会保障を
めぐって、大
変な理念問題
が出されてい
ますが、社会
福祉・社会保
障というもの
はどういうこ
とを踏み外し
てしまったら
、それでなくな
るのか、とい
うあたりも議
論いただく必
要性が出てく
るのではない
かと思ってい
ますが、その
前提になり
ます戦後の道
筋というもの
を、まずお話
しいただけた
らというふう
に思います。

1. 福祉三法から社会福祉事業法制定 まで

真田：そんなこと
ですすめさせ
ていただきたい
と思ってい
ますが、①の
福祉三法と
社会福祉事業
法制定のころ
というのは、
浦辺先生に
まず口火を
おきりいただ
けたらと思っ
ております。そ
れで、私の方
で考えてお
りましたのは
、戦前・戦時
の社会事業を
経過してきた
後で、戦後に
社会保障・社
会福祉の分野
で何を託そう
としたのかと
いふ、戦後の
スタートであ
りますから、そ
のへ

ん私などは個人的には直接体験できませんでしたから、戦前・戦時の社会事業を反省しつつ、戦後にどういうものを託そうとして、どのような議論が行なわれたのか、そのあたりをみなさんに自由にお出しただけだと思えます。ついでに、50年勧告についてのご感想なんかもありましたら、今日の95年勧告ともかなり関わりが出てくると思いますので、ご意見をお願いできたらと思います。

浦辺先生、そのことで何か口火をきっていただけましたら…。

浦辺：ところが、気になったのは、「逆コース」という言葉がです。現在も「逆コース」なんですね。もっと前よりもひどい「逆コース」ですね。そうすると「逆コース」ということをどう考えるのか。アメリカのアジア



戦略により敗戦後3年にして、ポツダム宣言による初期占領政策は逆コースの嵐に見舞われることになる。むしろ、山崎さんの方が外にいてよく事情がわかっているでしょう。私は戦争が終わって拘置所から出てきたてだから、情勢がさっぱりわからないわけです。動くことによって情勢を理解したわけですね。だから非常に中途半端なわけです。

一番問題になるのは、戦後の民主改革は、真田さんがやさしく説明されている反軍国主義と反封建の民主化ということなんですけど、これは占領軍の初期民主化政策の下で、戦前から戦中にかけて抑圧され、潜在化していた民主主義者が占領によって比較的自由になった時期に、自由と民主主義のために動き出すすめてきたわけです。

はじめに占領政策の問題ですが、日本の占領はドイツやイタリーの占領と違って、戦争が終わった時に政府があったので、天皇制の政府を残しておいて、その家来である官僚機構を利用して占領支配したわけです。その点が違うわけ

です。だから日本の場合、非軍事化はやったのですが、民主化に天皇制とその子分である官僚制度（それこそ前近代的な組織です）を利用するというのは初めから矛盾しているわけです。ですから、戦争が終わった時に日本の役人は、よくわからないくせに「さあ、民主主義だ」と口先で言っても、民主主義ということが、実践的に理解できなかったわけです。だから民主化をサボったわけです。サボるには都合のいい天皇制を利用してね。社会事業の中にも、民主主義的な活動は、あったんですが非常に弱くて、私どもは社会事業研究所にいた戦時中、かってプロレタリア運動に関係していたということでひっぱられ拘禁されたわけです。

それで、戦後、誰が近代的な民主主義の福祉をとらえたかということ、戦争中に日本社会事業研究会を組織し、日本の社会事業を厚生事業と改称し、社会事業の戦争体制を推進したそういうやからが戦後に近代化をやったわけです。私は、拘置所から出てきて驚いたのは、10月27日に新聞を見て、神田の救世軍会館で新日本社会事業建設期成会の発会式をやるというんで見に行った。幹事長は大政翼賛会にいた牧賢一さん、それから松本征二さん、今名誉都民になっている東京育成園の松島正義さんなど、戦時中に厚生事業論をやった人たちが、今度は日本の社会事業民主化の先頭に立ってやるというんですね。国民厚生事業に再編成を主張して、戦争協力をしっかりやろうとけしかけていた人たちが、戦争が終わると豹変して、日本の社会事業民主化をすすめるようになったんです。そうした事実がありました。そのうち厚生省官僚と組んで、日本社会事業協会と、民生委員連盟と、同胞援護会という三つの団体を統合し、全国社会事業連絡会をこしらえたわけです。それでまんまと自分は常務理事になって民主化を指導したわけです。期成会は成功しなかったけど、官僚と組んで、上から社会事業の民主化をすすめるリーダーになったわけです。

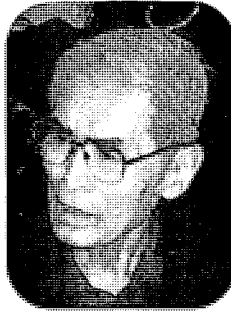
だから、社会事業は初めから羊頭狗肉の「逆

コース」だったわけです。厚生省は下からの民主主義を抑えるために、上からの民主主義をやる。文部省もそうですが、ただ、文部省の場合は教育の民主化を主体的にすすめる教員団体として日教組ができました。戦前に教育労働者組合をやって抑えられた人たちが、戦後になって『週刊教育新聞』を出して盛んに教員組合をつくろうという運動をしたんです。終戦後の教育の民主化は、まがりなりにも教員大衆が労働組合を中心としてすすめてきたわけです。ところが社会事業の方には、民主化をすすめる主体としての職員団体がなかったわけですね。全然なかったわけじゃなくて、私どもと、戦争中に保育問題研究会をやっていた保母たちはいたわけですね。戦争中も、この子どもたちはやがて戦争が終わった後に、日本の国をになう重要な人たちだから、しっかり育てようという意味で、経験交流のために学者と一緒に研究をやってたんですね。その人たちが戦後の民主化に民主保育連盟という組織をつくって、共同保育所づくりなどに取り組んだわけです。そういうことはあったんですが、社会事業の中で民主的な動きをするのは少なかったんですね。山崎さんは、直接社会事業にはおられなかったのかも知れないけど、戦争が終って、やっぱりこれからは社会事業の職員を養成しなければいけないということで社会事業学校をつくるということになって、まっさきに教員として入ったわけですね。そういう時に、新しい職員をつくらない限りは、日本の社会事業の民主化はできない。戦争が終わって数年たって、社会事業学校（後に短大になりますが）などの卒業生を主体として、初めて下からの社会事業の民主化、国民の要求に応える社会事業をやるという働き手が出てきたわけです。その点は、教育分野の活動にくらべて遅れているわけです。社会事業関係で労働組合をつくるのも、「逆コース」になってからのことですからね。だから、社会事業は民主化の実践主体がなかったわけです。

真田：大変、大事な提起をしていただきまして

…。山崎先生いかがですか？浦辺先生のお話だと初めから「逆コース」だったということですけども…。

山崎：そうですね、私は1939年に中央社会事業



協会の社会事業研究生になり、そこで松本先生、天達先生、それから浦辺先生、重田先生などにお世話になりました。松本先生が責任者でした。研究生は11名で、非常に民主的な雰囲気の中で社会

事業の勉強をしました。みんな、それぞれ、それを終えすと府県の社会事業主事とか、あるいは施設とか、あるいは産業組合なんかに行かれました。私だけは、指導者の松本さんに「君は、社会事業を勉強した上で消費組合運動をやったらどうだろうか？」と言われました。私は、学生時代から消費組合運動に関心をもち、いろいろ本を読んでいたんですけど、当時、関東消費組合連盟というのがあり、委員長が、戸沢仁三郎さんという有名な方でした。私は学生の時に、ある方の紹介をもって、戸沢さんの家に行きました。「なんとか、労働者の消費組合運動で働かせてくれ」って言ったんですけど、相手は本当の闘士ですから、相手にしてくれないんですよ。そんなことがありまして、松本さんに「君は、社会事業を勉強した上で消費組合運動をやったらどうだろうか？」と言われたわけです。

ですから戦前の社会事業は、あまり知らないんです。当時、既にすべての物資は統制され消費組合は非常に困難な時代にあったわけです。当時は、労働者の消費組合運動と市民の消費組合運動の二通りありまして、私は山手の方の市民を対象にした消費組合に入りました。しかし、すぐに召集されました。敗戦で引揚げてきたけれど、国内の様子が何もわからず、それで、知り合いを頼って、栃木県の山の中で材木を切り出して製材する仕事なんかをやってました。

その時に松本さんから、「社会事業の専門学校ができたから来ないか?」と言われました。1947年の7月でしたか。

最初は、新宿の若松町の方で、同胞援護会の建物の一部を借り学校をやっていました。その時、いま覚えているのは、小川先生、鷺谷先生、それと私で3人ぐらいでした。その時は無我夢中でした。学生もひもじいですし…。学校が終わった後、よく新宿の闇市で学生と一緒にいろんなものを食べ空腹をしのぎました。それから原宿の方へ移ったんですよ。ここでは建物も立派でした。その頃は、研究科と本科の二つでした。

真田：学校の様子には、戦後改革の反映はあったんですか？民主主義とか…。

山崎：ええ、徹底的な民主主義でやりましたね。学生と教師の間なんか…。小川先生なんかは、当時まだ、「教師は、権威がなくちゃいけない」なんて言ってて、よく議論したもんです。私は、真理が権威なんで、それをどっちがつかむかですと主張したもんです。

その頃、学校の校舎の中に学生の寮がありました。寮と言っても、木造の本当にひどい建物でしたけれど、私は、そこで舎監をしていたんです。その当時、学校に天皇が来たり、高松宮が来たり、それから、GHQで社会事業を担当していたブルーガーっていう女の人がしょっちゅう来ました。私たちを集めて指導するわけですね。あるとき、ブルーガーが学校を視察に来て、その後、寄宿舎に来たんです。私は舎監をしていましたから、寄宿舎の中にひとつ部屋をもってはいたんですが、無断で、私の許しも得ないで私室に入ってきました。そうしたら、真正面にレーニンの写真が飾ってあったんですよ。決して公の場所じゃなしに、私の私室に掛けてあったんです。私は、学生の時からレーニンを非常に尊敬しており、学生時代に向こうの雑誌から切り取った写真を掛けていたんです。それが見つかり只それだけのことで、社会事業教育には不適当な人物ということでクビになったん

です。当時、松本さんが厚生省の庶務課にいまして、学校を担当していたんです。

私は学生にその事情を説明したわけですよ。そしたら学生が非常に怒り、反対運動をやるということになりました。まったく自主的に学生が反対運動を始めましたが、これはかなり激しい運動でした。原宿の駅から学校までの間、道の両側にびっしりビラが貼られ、学校の中にも一面にビラが貼られました。さらに、当時の学長（厚生省の事務次官）の家の近所にもビラが貼られました。ある日、朝早く松本さんが私の家に来て、「反対運動をどうしてもやめなければ、アメリカは『学校を閉鎖する』』と言っている。自分としては、もうこれ以上厚生省にいられない。今日は辞表をもってきている。どうだろうか?」ということなんですよ。私は、松本さんにお世話になってまして、松本さんが辞表をもって説得に来ているんだったら、これはもう最後には自分が犠牲になる以外ないと思いました。

それから、その当時、私の七高の先輩で九大の憲法の先生でもあった河村又介先生が最高裁判所の判事をしていたんです。初代の判事でしょうね。それで、どうしても納得がいかないから、友人と「憲法の番人である最高裁判所の判事に訴えよう」ということで、先生の自宅の方へ行きました。その当時は、最高裁判所はできたばかりで、官舎も真新しい畳の匂いのするところでした。私の説明をじっと聞いていまして、最後に「君、アメリカは日本国憲法の上におるんだよ」と言われました。それでも私は、労働委員会とか、あらゆるところへ訴えに行っただけで、全然相手にされませんでした。

そのうち、学校の閉鎖も、相手がGHQですので単なる威しではないということになり、運動の指導者の方たちに集ってもらい、事情をお話し、私の気持ちもお話しして、「せっかくなさんが闘って下さってるけれども、どうしてもやめざるをえないと思う」ということを訴えたんです。

真田：いまお二人の話をうかがってますと、「戦後改革」なんて言ってた時期はいずれにしても裏がありまして、浦辺先生の場合は、初めからなかったんじゃないか、戦前の体制が官僚機構でもち越されて、それを踏襲していただけないか、ということですね。山崎先生のところに出てくるのは、GHQとの関係で、戦後、民主主義が定着し始めたなんていうのは難しいというお話しだったと思います。一番ヶ瀬先生いかがですか？あの時期を福祉の方からイメージするのと…。

一番ヶ瀬：難しいですね。私どもは、ちょっと世代が違うということになりますかね。戦争中、私は日本女子大学の家政学部Ⅲ類にいました。これは社会事業専攻のなごりなんですけど、その前に社会事業の「社会」が悪いということで、社会事業学部というのは解体させられて、家政学部Ⅲ類という名前に変えさせられたわけです。半分が家政学、半分が社会事業というふうになってたんですね。1年間だけ、社会事業概論を生江孝之先生に習いまして、見学も松沢病院とか、吉原とかにちょっと行ったりしてたんですけど、もう次の年から学徒動員で1年半、旋盤工として工場で働きました。そのうち工場が焼けましたので、食料増産にみなまわったわけです。それで、戦争直後に、半年ぐらい補習教育がありました。その時には、主として憲法とか、社会心理学とか、社会学とか、そんなようなものを多少補習教育で受けて卒業ということになったわけです。憲法は、大山郁夫氏の弟子の市村今朝蔵という方、後に早稲田大学に行かれた方でして、その先生の講義が私にとっては印象に残っています。

戦後、終わってすぐ、引揚げ者だから母の実家の佐世保というところに帰りまして、同胞援護会のお世話で引揚げ者住宅にしばらくおま

した。その時、仕事といってもなかったものから、土建業に入ったら3日目ぐらいに組合の役員に抜擢されまして、それでしばらく組合の仕事をしてました。そういう中で、社会事業とか社会福祉とかいうのは、むしろ同胞援護会の引揚げ住宅の利用者というかたちで関わりがあったわけです。住宅といっても馬小屋を改造したものでしたね。戦時中の軍馬の小屋です。大変、役人が威張っているという印象を強く受けました。引揚げ者に対して、「好きで行ってたんだろ!?」って感じなんです。いいことを植民地ですて帰ってきてということなんです。なんだか冷たく、かつ威張っていたという印象がいたしました。

それから、地方の土建業の労働組合、当時の「労働組合」というのはカッコつきで、占領軍が命令したからっていうんで、人事課長が組合の委員長なんです。その人は、むかし特高だったんですね。そういう意味で、カッコつき「労働組合運動」だったわけです。それは、しばらくして失礼をいたしました。その後新制中学の教員になって…。そういういきさつがありますので、ちょっとその時代のことを私は…。社会福祉の世界について見ると、直接いたというよりは利用者としていたというだけのことになります。

真田：あと、研究の対象になさってあの時期をどう感じになりますか？いまのお二人の話をうかがって…。

一番ヶ瀬：やっぱり、カッコつきの「民主化」じゃないでしょうかね。占領軍の指導と言うか、強力な監視の下での民主化ですて、そういう意味では非常に限界があったと思います。ただ、若い世代からしますと、勉強もできないし、旋盤工で働いていて、それこそ本だってろくに読めませんでしたから、神田の古本屋の『資本論』を買うために並んだ列なんてのはすごいものでしたよ。

とにかく日本国憲法が決まっていく。日本国憲法というのは大日本帝国憲法にくらべたら、



アメリカが原文を書いたものだというけれども、これはやはり画期的であると受けとめているわけです。基本的人権とか、それから9条（その後は別として、文言として）。その中で印象的な憲法25条の第1項というのは、アメリカの草案にはなかったんですね。あれは、国会で当時の議員が提案したものです。「国の責任云々というのをしっかり根づかせるためには、やはり『権利である』と生存権というものを明記しなければ意味がない」というふうに言って、社会党の長谷川保という人（この方は、賀川豊彦先生の直弟子です）が提案されたわけです。このことは、やはりこの時期のポイントになると思います。ですから、「民主化」といってもカッコつきのものですが、そういう動きの中でも、戦前の先駆的な活動をされた先生方の系譜の中で、若干プラスの面があったんじゃないかなというふうに見てらるんですけどね。

真田：そうすると確かに、戦時中活動できなかった先生のような方が、自由に活動できるようになったというのも大きいですし、それから、やってる方はポーズだったかもしれませんがけれども、若者たちが戦後の民主主義の影響をまともに受けており、民主主義の力は、少しずつつくられていったんでしょうね。

浦辺：戦前、まがりなりにも民主主義を考えてたものは、戦後になったら本当に自由な気持ちですよね。定年でやめたのと同じですよ。ものすごく自由にものを言えるようになって、いろんな雑誌がたくさん発刊されて、つぶれていきました。あれと同じように、戦前の民主主義者が火つけ役になって、民主主義の団体づくりをやったわけです。それで、自分がそれを十分に力を注がないうちに、また次の問題解決に火をつけてね。そのうち燃え出すものもあったわけですよ。

46年始めになって子どもを連れて疎開先から出てきて、たまたま日本生活問題研究所が創設されて、研究員を募集しているというんですね。そこは家計調査をやるというんですね。「君、

やれるか？」と言うから、「自分のうちの家計簿をつけたことはあるけど、やったことはない」と言ったら、「できる顔をして行って、やったらどうか？」というんです。社会局庶務課の松本征二さんに紹介してもらって、生活問題研究所に入ったんです。新日本社会事業家連盟のニュース係をやった天達忠雄に「こっちに来て、一緒に研究しないか？」ということで、エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』なんかを読んで…。

戦災の東京は丁度いまの神戸の震災と同じですよ、焼跡で生活ができないわけです。喰わせる人間はいるし、家はないし、仕事はない。もう話にならないわけですね。一番いい方法は泥棒することなんだよね。知恵があるのは泥棒するけど、それもなかなかできないわけですね。盗むものがないわけですから。軍隊にいた職業軍人は、倉庫にある食料や衣料を盗み出したり…。だからいま、「戦後の社会福祉」というんだけど、社会福祉いうよりは国民生活が滅茶苦茶になってるわけだから、生活の再建復興が一番重要な問題であって、社会事業の人は、戦争中の反省をして戦後の民主主義の社会事業をどうやるかなんて考えてる暇はないわけです。戦禍を受けた窮乏国民をなんとかしろという命令ですからね。ですから、農民が抱えているお米だとか、陸軍や海軍が集めたお金や供出の貴金属だとか、そういうものを吐き出して政府は救済をやるわけです。占領下に福祉三法ができたわけですけど。一番初めに生活保護が大きな問題だったわけですね。生活保護法というのを1946年の9月につくったんですけど、怠け者や素行不良者を欠格とする救貧法、しかも市町村がやるわけですから、市町村のもち出しが多くて充分なことができなかったわけです。

それで、生活に困っている人たちが喰わせろという、一番大きな圧力になったのは中小企業で働く労働者でした。労働者が集団的に生活保護を求めるわけです。それから、未亡人が子どもを抱えてやはり、「生活をなんとかしてくれ

というわけです。そういう要求があって、当時の要保護者は、厚生省が民生委員で調べたのも300万というんです。そのうち憲法ができてきて、25条で生存権問題が出てくる。そういう制度的な問題も出てくるし、個々の請求権というものを少し考えている人はみんな生活要求もってくるようになる、福祉事務所なんかはまだないわけですから、市町村は困ってしまったわけです。陳情、陳情で。そのうち、社会保障制度審議会ができたんで、せめて生活保護を憲法25条に基づく権利要求の法律に改正する必要があるということ…、それだけでなんとか生存権保障していこうということでしょうね。それからもうひとつは、50年に失業救済が始まって、緊急失業対策法です。生活に困った国民は失業対策＝ニコヨンで飯を喰うか、あるいは生活保護で金をもらうかのどっちかでしのいだわけですね。だから、生活困窮対策保護が一番大きな問題であったわけです。

第2は児童福祉の問題です。子どもの問題は、ご承知のように浮浪児や戦災孤児や、要するに親のない子が12万人近くいたんですね。その救済の問題と、生活がたたないから、女も男も働いて自分の家を、掘立小屋にしろ何にしろつくるといふことと、仕事を探して食べていくといふこと、そのために子どもをあずける保育所が必要になってくるわけです。しかも、教育使節団なんかやってくる、やっぱりいまの日本人は忠君愛国でこりかたまっていて、とつても民主主義なんていっても身につかない、おとなはダメだから子どもからというんで、6・3制をやって教育で変えるといふこと、もうひとつ、児童局をつくって子どもの保護立法として、すべての子どもを対象とする児童福祉法ができるわけです。占領政策が子どものことを非常に重視したということですよ。6・3制で教育するって言ったって、教員は天皇制できたえられた人間だから、民主主義教育ができっこないわけでした。

第3は、戦争が終わって大きな問題となった

のは傷痍軍人ですね。もともと、傷痍軍人会があって、いろいろ救済もやったわけですが、非軍事化ということになり、それもみんな解散させられたわけです。ところが、政府は、なんとかして傷痍軍人の家族なり、そういう人たちの救済は残したいといふので、協会という団体をつくって、傷痍軍人会の財産をみんなそこに入れて、傷痍軍人を協会の会員にして救済するというようなことをたくらんだのです。占領軍の方では、戦争であっても何であっても、すべての障害者を一律平等に扱う法律をつくれといふだけけれど、もたもたしてたわけです。傷痍軍人の保護を残そうといふことがあったんでしょね。こうして占領軍の承認がなくて、一番最後、1950年に身体障害者福祉法ができたわけです。

そのころ中心になって活動してたのは、行政官では黒木利克さんで、保護課長やったり、官房企画室長やったり、戦後社会福祉行政をよく知ってるわけです。58年に『社会事業現代論』という本を出して、ここで問題にしている戦後の社会福祉改革事情が行政官の立場からよく書かれているんですね。

真田：先生、いまのお話で、児童福祉法をめぐる占領政策とか、こういうものを見ると、当時としては一定の進歩的な役割は社会福祉に対して果たしたわけですね？

浦辺：そうだと思いますね。ただ問題は、予算がないからね。国全体が戦後窮乏してたからね。法律は立派なのができるんだけど、施行する時には…。

私は保育に関係してただけど、児童福祉法をつくる時に、民主保育連盟で、当時の企画課長の松崎芳伸さんを読んで法案の説明を聞いて、われわれとしては、『母性および児童福祉法』、母性保護と児童福祉、乳幼児保育をくつつけたような法律をつくれ』と言ったんです。そうでないと、予算が少ない時に、児童福祉法としてすべての子どもを対象にすると、どうしても予算が分散して充分に使われないで、どっちかと

いといま困っている孤児対策だとかそういうものの方に重点がいて、保育所の方に来ないから、母性保護と乳幼児保育法みたいなものをつくれという要請をしたりなんかしたことがあったけれどね。

一番ヶ瀬：その当初は、「保育に欠ける」というのがなかったんですよ。

浦辺：ええ、「すべての子ども」でした。

一番ヶ瀬：そういう意味では非常に開かれたというか、民主的なものであったことは、注目してよいのでしょうか。

浦辺：保育所が幼稚園と変わらなくなったんですね。厚生省は困ってしまって、「幼稚園化はダメだ、幼稚園化はダメだ」と役人は言うわけです。保育所に夏休みがあったり、保育園に卵入りの弁当をもってくるのがあったりしては困る、貧乏な子どもは弁当に困る、というので給食を始めたりするんだけど、幼稚園化を防ぐために51年に「保育に欠ける子どもを保育するのが保育所だ」という具合に法39条の保育所規定を変えたわけです。それまでは、おっしゃるように、保育園も地域の保育を希望するものをみんなあずかるということだったんですね。そうすると出てくる問題は、やっぱりしらみがいたり、お腹がすいてるような世話のやける子どもは後まわしにしてしまって、保育料がとれる子どもを優先するというようなことになり、ますます幼稚園化がすすんできたわけですね。それで法律を変えたわけです。

真田：浦山さんとか、萬野さん、お聞きになっていかがですか？

萬野：私は、いま言った山崎先生が抜けられた後の、まだ余韻が燻っている日社大（当時は短大でした）に入るわけなんです。あの頃、私が入学する前の代までが、戦場や海兵などの学校から復帰した人たちと、戦後の民主的な活動をしてきた人たちが多く、その影響を受けておまして、いわゆる革新的な政党に入っている人もおられるし、アナーキーな人もおり、多様だった。私の代から、もう少しのんびりしてくる。



だから、私のところぐらいまだが、いわゆる予科練帰りだとか、そういう学生なんか若干残っていました。そこらが境目になります。

戦争が終わった直後は、官僚がある程度施設づくりなどをすすめた。私は卒業後千葉県の養老院に就職しました。その運営主体は千葉県厚生事業団といいます。東京でいえば先ほど一番ヶ瀬先生がおっしゃられた同胞援護会、大阪でいえば関目学園のような、千葉県下の軍の施設を転用した社会福祉法人なんですね。千葉県というのは軍の基地が非常に多いところだったわけです。その基地を早く病院だとか社会事業の施設にしないと、米軍が来て接収されて、みんな基地にされてしまうという、デマか本当だか知らないけれど、そういうことが逸早く流れたわけです。それで、県はあわてて国にいて、「全部、県にくれ」と…。それを、病院になりそうなところは病院に、保育所になりそうなところは保育所、どんどん建物をそのまま使えるところは切り替えたわけです。一番ヶ瀬先生のお話しにもある当時の同胞援護会もそういうかたちで、馬小屋を引揚げ者の住宅にしてたんだらうと思います。今でも柏市内に、ひかり隣保館というんですけれど、名残があります。その脇に、戦後しばらく残ったロランC基地があるんです。このロランC基地は米軍の重要な通信基地で、日本に三つしかないという潜水艦からの中継基地となっていました。そのあとの残りの6万坪が、法人が県を通じて借用した国有地だった。その後、そこを引揚げ者や罹災者に貸して開拓していくわけなんです。そして残ったところが老人ホームと保育所と母子寮になるわけです。それから千葉市の中に、診療所と保育所、いまの四街道の方にも、診療所と保育所ができた。ですから、関目にはかなわないけれど、千葉県としては当時は大きな法人だったの